

**再委託禁止違反等で
収運・処分業取消**

〈三重県〉

三重県は5月31日付で廃棄物処理法に基づき、同県四日市市の「繁栄商事」の産廃収集運搬業と処分業の許可を取り消した。これに伴い、6月1日付で四日市市と亀山市から一廃収集運搬業の許可の取消処分も受けた。同社が排出事業者から処分の委託を受けた産廃を同社で処分を行わず、四日市市クリーンセンターや他社に再委託し、マニフェストに同社で処分したとする処分終了日を記載したため。これが同法第14条第16項（再委託禁止違反）、法第12条の3第4項（管理票虚偽記載）、法第12条の4第3項（虚偽管理票写し送付）の規定に違反したとして今回の行政処分に至ったとしている。

同社が排出事業者から処分の委託を受けた産廃を同社で処分を行わず、四日市市クリーンセンターや他社に再委託